

資料 5

諮詢事項

水生生物の保全に係る水質環境基準の
類型指定について

2 環保第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会长 殿

福岡県知事
(環境部環境保全課)

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諒問事項

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定

2 諒問理由

環境基本法第16条第2項の規定に基づき行う標記環境基準の類型指定については、公共用水域の水質汚濁防止に関する重要事項であることから、貴審議会の意見を求めるもの。

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について
(案)

目 次

1 はじめに	1
(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について	1
(2) 水生生物保全環境基準の類型指定について	4
2 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について	9
(1) 類型指定のための必要な情報	9
(2) 対象河川	10
(3) 類型指定の考え方	13
(4) 湖沼の取扱い	14
3 筑後川及び寺内ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について	15
4 河川ごとの類型指定に係る検討	18
4-1 花宗川	18
4-2 山ノ井川	20
4-3 広川	22
4-4 大刀洗川	24
4-5 巨瀬川	26
4-6 小石原川	28
4-7 佐田川及び寺内ダム	30
4-8 桂川	33
4-9 隈上川	35
5 海域に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について	37
6 海域における水生生物保全環境基準の類型指定について	39
7 海域の類型指定に係る検討	41
参考 関係法令	45
参考 環境水質用語解説	49
参考 生活環境の保全に関する環境基準の類型	51

1 はじめに

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準について

公共用水域の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準に分けて設定されている。

このうち生活環境の保全に関する環境基準について、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、国は平成 15 年 11 月に水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）を新たに区分して設け、全亜鉛について環境基準を設定した。その後、平成 24 年 8 月にノニルフェノールを、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）を環境基準項目に追加した。（表 1-1 参照）

人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について一律に適用されるが、生活環境の保全に関する環境基準は水域ごとに基準値が設定されている。水生生物保全環境基準は生活環境の保全に関する環境基準の一つであり、表 1-2 のとおり水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型ごとに基準値が設定されている。

表 1-1 水質汚濁に係る環境基準

区分	環境基準が設定されている項目	基準の適用方法
人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム、鉛等 27 項目	全国一律基準を適用
生活環境の保全に関する環境基準	pH、BOD 又は COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（以下「一般項目」という。）	利用目的の適応性に応じて水域を類型化 水域類型ごとに基準値を設定し、適用
	全窒素、全燐	
水生生物保全環境基準	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	水生生物の生息状況の適応性に応じて水域を類型化 水域類型ごとに基準値を設定し、適用

表 1-2 水生生物保全環境基準

〔河川及び湖沼〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

〔海域〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

また、公共用水域等における検出状況等から、現時点では直ちに環境基準とはせず、知見の集積に努めるべきとされた項目については「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握することとされている。

要監視項目は、現在、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールが指定されている。

表 1-3 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値
〔河川及び湖沼〕

項目 類型	指 針 値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアル デヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
生物 A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物 B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

〔海域〕

項目 類型	指 針 値					
	クロロホル ム	フェノール	ホルムアル デヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
生物 A	0.8mg/L 以下	2mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.0009mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物特 A	0.8mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.0004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下

(2) 水生生物保全環境基準の類型指定について

水生生物保全環境基準については、類型が指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものである。

環境基本法第16条第2項の規定に基づき、類型指定に関する事務は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）」に定める水域については国が、それ以外の水域については法定受託事務として当該水域の属する都道府県知事が行うこととされている。

福岡県における国の類型指定水域は表1-4に示すとおりであり、河川については、国により水生生物保全環境基準に関して類型指定が行われ、平成22年9月24日付で表1-5のとおり告示された。同様に、海域についても表1-6のとおり、国により類型指定が行われ、響灘及び周防灘について平成29年5月22日付で、有明海について平成30年3月28日付で告示された。

表1-4 国の類型指定水域一覧

水域	河川・海域名
河川	山国川、筑後川、宝満川
海域	響灘及び周防灘、有明海

表1-5 国による類型指定区分（河川）

河川名	水 域	類 型	達成期間
山国川	大曲橋*より上流 *大分県内	生物A(河川)	イ
	大曲橋より下流	生物B(河川)	イ
筑後川	北里川合流点*より上流 *熊本県内	生物A(河川)	イ
	北里川合流点より下流	生物B(河川)	イ
	松原ダム貯水池* *熊本・大分県内	生物B(湖沼)	イ
宝満川	全区域	生物B(河川)	イ

*達成期間 イ：直ちに達成

表1-6 国による類型指定区分（海域）

名称	水 域	該当類型	達成期間
響灘及び周防灘	響灘及び周防灘（全域。ただし、響灘及び周防灘（イ）に係る部分を除く。）	海域生物A	イ
	響灘及び周防灘（イ）（告示別記26* ¹ の水域）	海域生物特A	イ
有明海	有明海（全域。ただし、有明海（イ）及び（ロ）に係る部分を除く。）	海域生物A	イ
	有明海（イ）（告示別記27* ¹ の水域）	海域生物特A	イ
	有明海（ロ）（告示別記28* ¹ の水域） *長崎・熊本県内	海域生物特A	イ

*達成期間 イ：直ちに達成

*¹記載を省略

また、国の類型指定水域以外の水域については、本県では、従来、河川について県内を8水域^{*2}に分けて類型指定を行ってきたことから、水生生物保全環境基準の類型指定についても同様の水域ごとに検討することとし、海域と合わせて表1-7に示すスケジュールにより実施することとした。

このうち、表1-8から表1-15及び図1-1のとおり、博多湾流入河川及び大牟田市内河川については平成29年4月7日付で、豊前海流入河川、遠賀川、油木ダム及び力丸ダムについては平成30年3月23日付で、また、筑前海流入河川、矢部川及び日向神ダムについては平成31年3月29日付で、北九州市内河川及びます渕ダムについては令和2年3月17日付で告示した。

^{*2} ①豊前海流入河川、②北九州市内河川、③遠賀川、④筑前海流入河川、⑤博多湾流入河川、
⑥筑後川、⑦矢部川、⑧大牟田市内河川

表1-7 類型指定スケジュール

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)
博多湾流入河川 大牟田市内河川		水生生物調査等情報収集	類型指定				
豊前海流入河川 遠賀川			水生生物調査等情報収集	類型指定			
筑前海流入河川 矢部川				水生生物調査等情報収集	類型指定		
北九州市内河川					水生生物調査等情報収集	類型指定	
筑後川						水生生物調査等情報収集	類型指定
海域（筑前海、 博多湾、唐津湾）						特別域設定に係る情報収集	類型指定

表1-8 博多湾流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
那珂川	那珂川上流	今光橋から上流	生物A（河川）	イ	今光橋
	那珂川下流	今光橋から下流	生物B（河川）	イ	那の津大橋
御笠川	御笠川	全域	生物B（河川）	イ	千鳥橋
多々良川	多々良川	全域	生物B（河川）	イ	名島橋
宇美川	宇美川	全域	生物B（河川）	イ	塔の本橋
須恵川	須恵川	全域	生物B（河川）	イ	休也橋
樋井川	樋井川	全域	生物B（河川）	イ	旧今川橋
室見川	室見川上流	矢倉橋から上流	生物A（河川）	イ	矢倉橋
	室見川下流	矢倉橋から下流	生物B（河川）	イ	室見橋
瑞梅寺川	瑞梅寺川	全域	生物B（河川）	イ	昭代橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-9 大牟田市内河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
諏訪川	諏訪川	全域	生物 B (河川)	イ	三池鉄道河口鉄橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-10 豊前海流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
友枝川	友枝川	全域	生物 B (河川)	イ	貴船橋
佐井川	佐井川	全域	生物 B (河川)	イ	佐井川橋
岩岳川	岩岳川	全域	生物 B (河川)	イ	沓洗橋
中川	中川	全域	生物 B (河川)	イ	橋の上堰
城井川	城井川	全域	生物 B (河川)	イ	浜宮橋
真如寺川	真如寺川	全域	生物 B (河川)	イ	吾妻橋
岩丸川	岩丸川	全域	生物 B (河川)	イ	西の橋
祓川	祓川上流	古屋河内橋から上流	生物 A (河川)	イ	古屋河内橋
	祓川下流	古屋河内橋から下流	生物 B (河川)	イ	沓尾橋
今川	今川	全域	生物 B (河川)	イ	今川汐止堰
江尻川	江尻川	全域	生物 B (河川)	イ	常盤橋
長峡川	長峡川	全域	生物 B (河川)	イ	亀川橋
音無川	音無川	全域	生物 B (河川)	イ	松原橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-11 遠賀川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
遠賀川	遠賀川	全域	生物 B (河川)	イ	日の出橋
西川	西川	全域	生物 B (河川)	イ	島津橋
犬鳴川	犬鳴川	全域	生物 B (河川)	イ	粥田橋
八木山川	八木山川	全域	生物 B (河川)	イ	樋口橋
彦山川	彦山川	全域	生物 B (河川)	イ	糸橋
中元寺川	中元寺川	全域	生物 B (河川)	イ	皆添橋
金辺川	金辺川	全域	生物 B (河川)	イ	高木橋
穂波川	穂波川	全域	生物 B (河川)	イ	東町橋
山田川	山田川	全域	生物 B (河川)	イ	大倉橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-12 筑前海流入河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢矧川	矢矧川	全域	生物 B (河川)	イ	矢矧橋
汐入川	汐入川	全域	生物 B (河川)	イ	汐入川橋
釣川	釣川	全域	生物 B (河川)	イ	砂山橋

大根川	大根川	全域	生物 B (河川)	イ	花鶴橋
桜井川	桜井川	全域	生物 B (河川)	イ	汐井橋
雷山川	雷山川	全域	生物 B (河川)	イ	加布羅橋
加茂川	加茂川	全域	生物 B (河川)	イ	佐波橋
福吉川	福吉川	全域	生物 B (河川)	イ	福吉橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-13 矢部川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
矢部川	矢部川上流	全域	生物 A (河川)	イ	上矢部川橋
	矢部川下流	全域	生物 B (河川)	イ	浦島橋
飯江川	飯江川	全域	生物 B (河川)	イ	丁字橋
沖端川	沖端川	全域	生物 B (河川)	イ	三明橋
塩塚川	塩塚川	全域	生物 B (河川)	イ	晴天大橋
白木川	白木川	全域	生物 B (河川)	イ	山下橋
辺春川	辺春川	全域	生物 B (河川)	イ	中通橋
星野川	星野川	全域	生物 A (河川)	イ	星野川橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-14 北九州市内河川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
紫川	紫川	全域	生物 B (河川)	イ	勝山橋
竹馬川	竹馬川	全域	生物 B (河川)	イ	新開橋
貫川	貫川	全域	生物 B (河川)	イ	神田橋

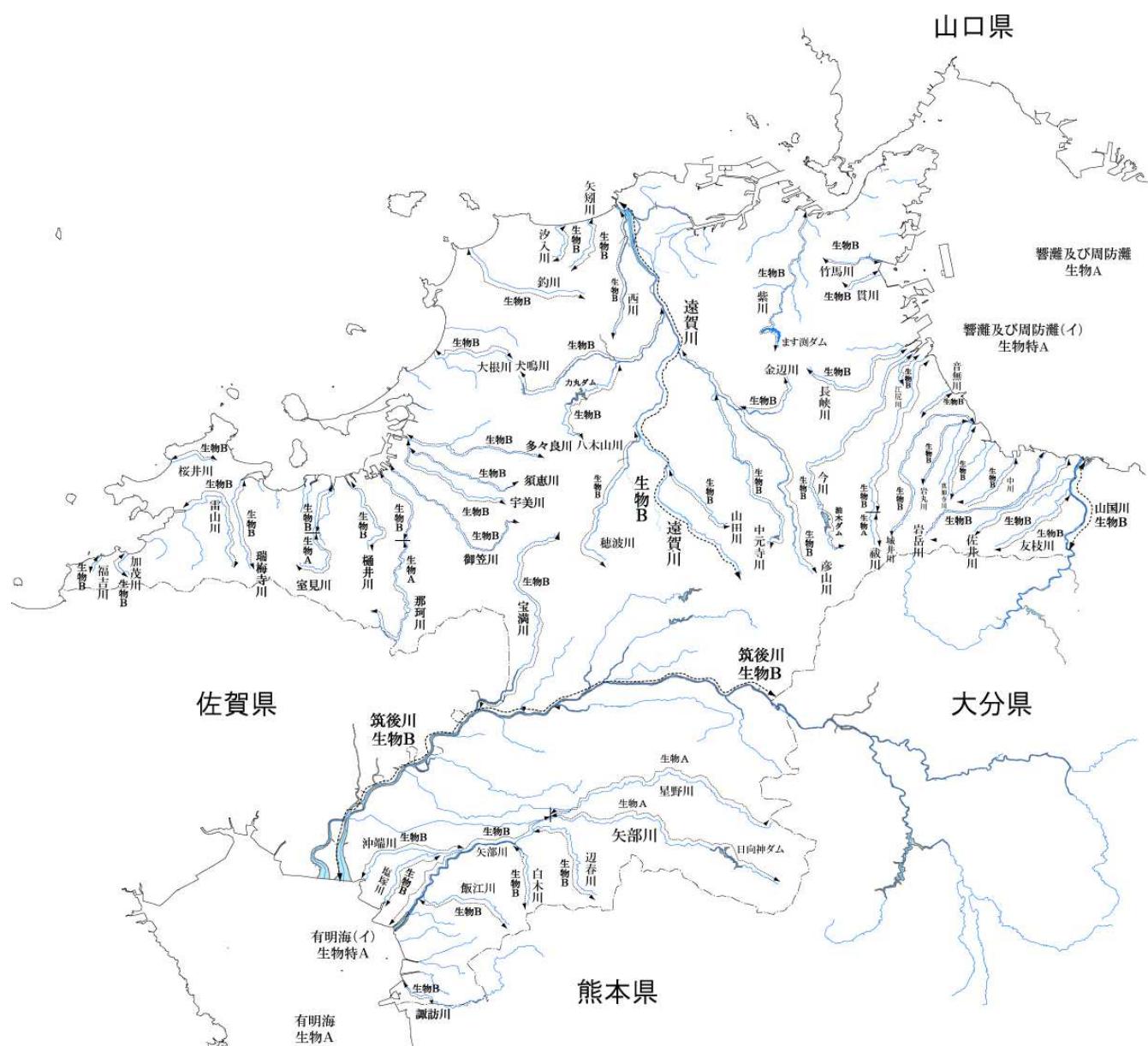
※達成期間 イ：直ちに達成

表 1-15 湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定について

湖沼名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
油木ダム貯水池	全域	生物 B (湖沼)	イ	ダムサイト
力丸ダム貯水池	全域	生物 B (湖沼)	イ	ダムサイト
日向神ダム貯水池	全域	生物 A (湖沼)	イ	ダムサイト
ます渕ダム貯水池	全域	生物 B (湖沼)	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

図 1-1 水生生物保全環境基準類型指定水域概要図（令和元年度末現在）



2 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

(1) 類型指定のための必要な情報

水生生物保全環境基準の類型指定に関しては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日付環境省環境管理局水環境部長通知。以下「処理基準通知」という。)において、次の項目に係る情報を把握して整理することとされており、文献や現地調査等により情報収集を行う。

このうち、魚介類の生息の状況については、「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」(平成18年6月30日付環境省水・大気環境局水環境課長通知)に示された生物A類型に相当する冷水性の魚介類と生物B類型に相当する温水性の魚介類を類型指定に当たっての指標種として情報収集を行う。(表2-1参照)

- ① 水質の状況
- ② 水温の状況
- ③ 水域の構造等の状況
- ④ 魚介類の生息の状況
- ⑤ 産卵場(繁殖場)及び幼稚仔の生育場に関する情報

表2-1 淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類

類型(分類)	指標となる魚介類の名称
生物A (冷水性の魚介類)	アマゴ・サツキマス、ヤマメ・サクラマス、イワナ・アメマス、カラフトマス、サケ(シロザケ)、ニジマス、ヒメマス・ベニザケ、カジカ(大卵型)
生物B (温水性の魚介類)	ウグイ、シラウオ、オイカワ、フナ類、コイ、ドジョウ、ナマズ、回遊性ヨシノボリ類、ウナギ、ボラ、スジエビ、テナガエビ、ヒラテテナガエビ、ミナミテナガエビ、ヌカエビ、モクズガニ、マシジミ、ヤマトシジミ
その他*	ワカサギ、アユ

*冷水性の魚介類としての扱いが検討された経緯があるが、水温の適応範囲が広いこと及び生息分布の情報を踏まえると類型指定に当たっての活用が難しいと考えられたため「その他」に分類されたもの

(2) 対象河川

水質環境基準の類型指定については、次のとおり、処理基準通知により基本的な考え方（抜粋）が示されている。

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、～（略）～水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は次のとおりとする。

(1) 水生生物保全環境基準について

- 1) 水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域の全てについて行うこと。
- 2) 類型指定を効果的・効率的に進める上で、一般項目並びに全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用すること。

本県では、処理基準通知を踏まえ、これまで、一般項目については次に示す方針により、二級河川以上の河川について、現況の水質、利水状況等を勘案しつつ類型指定又はその見直しを行ってきたところであり、現在、94河川（国指定の3河川を含む）について類型指定を行っている。

「水域（河川）の環境基準の類型指定に当たっての基本方針」（抜粋）

1 類型指定について

- (1) 二級河川以上の河川について指定する。なお、国が指定する河川は除く。
- (2) 現況の水質、利水状況及び将来の水質、利水状況の変化を勘案して類型指定をするが、少なくとも現況の水質を悪化することを許容することとならないよう配慮する。
- (3) 下記のように利水状況、水質等に変化があった場合には、類型指定の見直しを適宜行う。
 - ア 水域の現在の利水状況が、類型指定からみた利水状況と整合していない。
 - イ 水質が改善したこと等によって、上位の類型の環境基準をおおむね5年、継続的に達成している。

水生生物保全環境基準の類型指定を行うに当たっては、今後、県内全域の河川について短期間で効率的に類型指定の作業を行う必要があること、また、国、政令指定都市、中核市及び県の各機関による常時監視が効率よく効果的に将来にわたって継続されることが必要であることから、次の方針に基づき、既存の一般項目の類型指定の河川のうち、より水生生物の保全を図る必要性が高い河川について優先的に類型指定を行う。

○ 優先的に水生生物保全環境基準の類型指定を行う河川の選定方針

- ① 一般的に河川延長といった河川規模が大きな河川ほど魚類等の水生生物の種類は増加することが知られており、水生生物の保全を図る必要性がより高いと考えられる。このことから、一定以上の魚種が生息していることが推測される河川延長が 10km 以上の河川^{*}について類型指定の対象とする。
- ② 内水面共同漁業権が設定されている、又は慣習的な水産動植物の採捕の実態がある河川については、水生生物の保全を図る必要性がより高いと考えられることから、河川延長に関わらず類型指定の対象とする。

※福岡県の 32 水系について行われた純淡水魚類相の調査研究¹⁾にて提案された魚類の出現種数と河川延長に関する相関式によると、河川延長 10km 以上の河川では約 10 種類以上の魚類が生息していることが推測される。

- 1) 中島淳、鬼倉徳雄、松井誠一、及川信. 2006. 福岡県における純淡水魚類の地理的分布パターン 魚類学雑誌 53(2):117-131

上記の方針により河川を選定した場合、図 2-2 に示す 60 河川（国指定 3 河川含む）が水生生物保全環境基準の類型指定の対象となる。この場合、一般項目の類型指定河川のうち、河川延長については 86%、流域面積については 89% と大部分がカバーされる。なお、これらの河川以外についても、引き続き水質の把握に努めるとともに、必要に応じて水生生物の生息状況等についての情報収集を行い、今後、類型指定の必要性を検討していくこととする。

図 2-1 類型指定対象河川選定イメージ

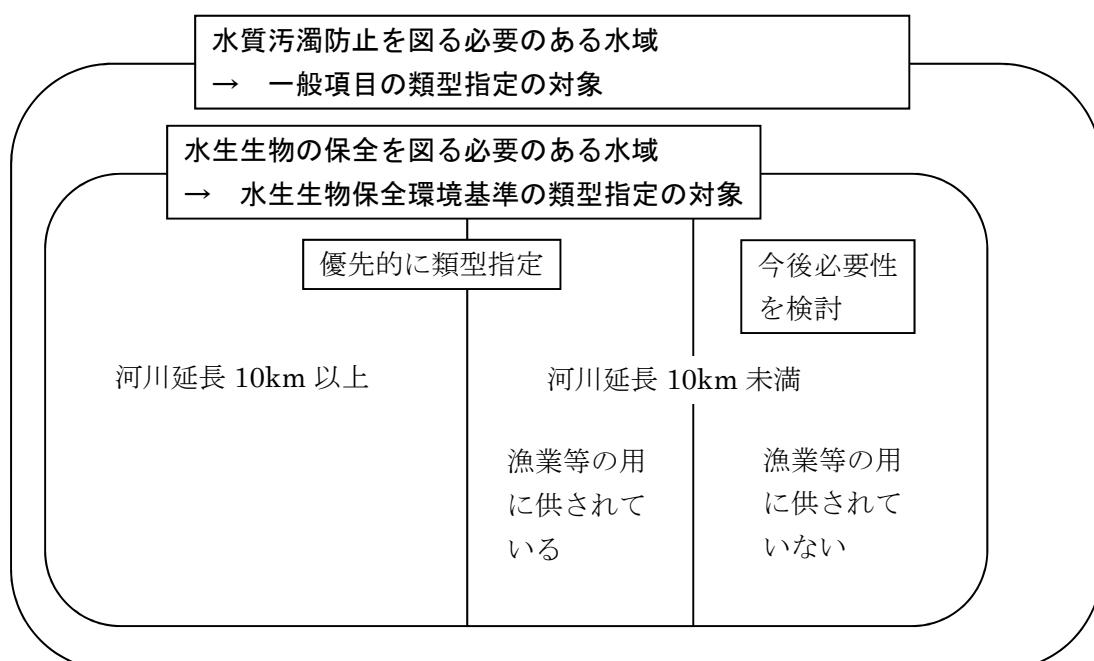


図 2-2 類型指定対象河川
環境基準類型指定水域概要図
(福岡県)



〈類型記号については参考資料参照〉

(3) 類型指定の考え方

ア 水域の区分

本県は温暖な気候であり、河川の水温が高い水域が多く、また、文献調査や現地調査の結果からも、温水性の魚介類が広範囲に生息し、冷水性魚介類の生息範囲は山間部の一部に限られていることがほとんどである。

このような状況を踏まえ、類型指定における水域の区分についての基本的な考え方を次のとおりとする。

○ 水域の区分についての基本的な考え方

- ① 冷水性の魚介類が生息していない河川については、河川全域を生物 B 類型に指定する。
- ② 冷水性の魚介類が生息している河川については、その生息の有無だけではなく、生息範囲の広さ、水質、水温及び人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえ、次の考え方により当てはめる類型を決定する。
 - 1) 冷水性の魚介類の生息範囲が連続的かつ広範囲である水域については、当該水域を生物 A 類型に指定する。
 - 2) 1)以外の水域については、次の条件をともに満たす場合は、河川全域を生物 B 類型に指定する。
 - ・ 冷水性の魚介類の生息水域における現時点の水生生物保全環境基準項目の水質が生物 A 類型の基準値を下回っており、人為的な汚濁負荷の流入が少ないと推測されること。
 - ・ 当該水域における水生生物保全環境基準項目に関する人為的な汚濁負荷の流入が将来にわたっても大幅な増加は見込まれず、水質が生物 A 類型の基準値を下回るものと推測されること。

イ 特別域の設定

特別域については、水産資源保護法に基づく保護水面に指定されている水域又はこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域が面的に広範囲にまとまって存在する場合に設定する。

ウ 環境基準点の設定

環境基準点は、既存の一般項目の環境基準点を最大限活用することとし、同一類型の水域内に複数の既存の環境基準点が存在する場合は、その水域の水質汚濁状況を把握でき、水質を代表しうる地点として、最下流の環境基準点を水生生物保全環境基準項目の環境基準点とする。

河川の上流域を生物 A 類型に指定する場合であって、当該水域に既存の環境基準点又は補助点等の水質測定地点が存在しない場合は、処理基準通知において、効果的・効率的に類型指定を進める上で既存の水域区分を最大限活用するよう示されている趣旨を踏まえ、最も近傍の水質測定地点をできるだけ活用することとし、当該地点が環境基準点として適当でない場合には新たな環境基準点を設定する。

(4) 湖沼の取扱い

湖沼における水生生物保全環境基準の類型指定については、河川と湖沼で基準項目が同一であること、また、水質や利水状況に関わらず、原則として水生生物の生息状況の適応性に基づき行うことから、河川と同様の考え方に基づき、類型指定を行う。

3 筑後川及び寺内ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について

筑後川及び寺内ダムに関して、2の方針に基づき情報収集・検討を行った結果、水生生物保全環境基準の類型指定については、表3-1から表3-2及び図3-1から図3-3のとおりとする。

なお、河川及び湖沼ごとの具体的な検討結果については、4に示す。

表3-1 筑後川に係る水生生物保全環境基準の類型指定について（案）

河川名	水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
花宗川	花宗川	全域	生物B(河川)	イ	酒見橋
山ノ井川	山ノ井川	全域	生物B(河川)	イ	天竺橋
広川	広川	全域	生物B(河川)	イ	大善寺橋
大刀洗川	大刀洗川	全域	生物B(河川)	イ	大刀洗川河口
巨瀬川	巨瀬川	全域	生物B(河川)	イ	中原橋
小石原川	小石原川上流	千手橋から上流	生物A(河川)	イ	千手橋
	小石原川下流	千手橋から下流	生物B(河川)	イ	高成橋
佐田川	佐田川	全域	生物B(河川)	イ	佐田川橋
桂川	桂川	全域	生物B(河川)	イ	蜷城橋
隈上川	隈上川	全域	生物B(河川)	イ	柳野橋

※達成期間 イ：直ちに達成

表3-2 寺内ダムに係る水生生物保全環境基準の類型指定について（案）

湖沼名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
寺内ダム	全域	生物B(湖沼)	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

図 3-1 筑後川及び寺内ダムに係る類型指定図(1)(案)



図 3-2 筑後川及び寺内ダムに係る類型指定図(2)(案)

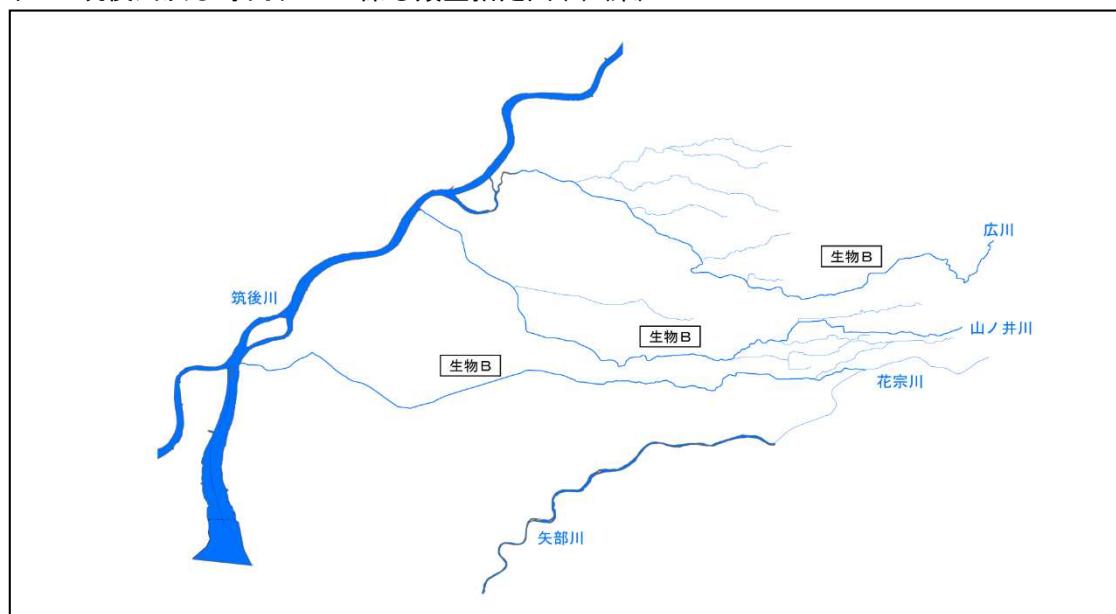


図 3-3 水生生物保全環境基準類型指定（案）



4 河川ごとの類型指定に係る検討

4-1 花宗川

4-1-1 水域の概況

花宗川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 23.7km、流域面積 54.8km²の一級河川である。八女市の矢部川花宗堰から取水し、江戸時代に開削された人工の河川であり、大川市で筑後川に合流する。流域内市町村は、八女市、筑後市、大川市及び大木町である。

4-1-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
花宗川	全域	5～9月：B	酒見橋
		10～4月：C	

4-1-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 酒見橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.002mg/L～0.007mg/L、ノニルフェノールは<0.00006mg/L～0.00007mg/L、LAS は 0.0009mg/L～0.0019mg/L であった。

4-1-4 水温の状況

(1) 酒見橋

過去 5 年間の年平均水温は 18.6°C～20.1°C であった。また、年間最高水温は 27.4°C～33.7°C であった。

4-1-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である花宗堰下流の八女市馬場付近は泥で構成されている。

(2) 主な河川構造物

堰が 19 カ所あり、魚道は設置されていない。

4-1-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-1-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定

を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-1-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である酒見橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
花宗川	全域	生物 B (河川)	イ	酒見橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-2 山ノ井川

4-2-1 水域の概況

山ノ井川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 24.5km、流域面積 60.7km²の一級河川である。星野川山ノ井堰から取水し、人工河川やクリークをつなぎ、久留米市城島町で筑後川に合流する。流域内市町村は、久留米市、八女市、筑後市及び大木町である。

4-2-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
山ノ井川	全域	5～9月：B	天竺橋
		10～4月：C	

4-2-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 天竺橋

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は 0.004mg/L～0.012mg/L であった。

ノニルフェノールの過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は<0.00006mg/L～0.0006mg/L であった。

LAS については、平成 28 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は<0.0006mg/L～0.0026mg/L であった。

4-2-4 水温の状況

(1) 天竺橋

過去 5 年間の年平均水温は 19.5°C～20.0°C であった。また、年間最高水温は 31.5°C～33.7°C であった。

4-2-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である取水口下流は礫、石で構成されている。

(2) 主な河川構造物

堰が 18 カ所あり、そのうち 8 カ所に魚道が設置されている。

4-2-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-2-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定

を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-2-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である天竺橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
山ノ井川	全域	生物 B (河川)	イ	天竺橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-3 広川

4-3-1 水域の概況

広川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 24.4km、流域面積 53.3km²の一級河川である。八女市上陽町の発心山（697.5m）に水源を発し、長延川、高間川、上津荒木川及び坂口川などの支流を合わせて久留米市城島町で筑後川に合流する。流域内市町村は、久留米市、八女市及び広川町である。

4-3-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
広川上流	日道橋から上流	A	永代橋
広川下流	日道橋から下流	B	大善寺橋

4-3-3 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 永代橋

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は 0.003mg/L～0.004mg/L であった。
なお、ノニルフェノール及び LAS については調査が行われていない。

(2) 大善寺橋

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は 0.004mg/L～0.006mg/L であった。
ノニルフェノールの過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は <0.00006mg/L～0.0006mg/L であった。

LAS については、平成 28 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0009mg/L～0.0025mg/L であった。

4-3-4 水温の状況

(1) 永代橋

過去 5 年間の年平均水温は 18.4°C～20.0°C であった。また、年間最高水温は 27.2°C～30.2°C であった。

(2) 大善寺橋

過去 5 年間の年平均水温は 19.7°C～20.7°C であった。また、年間最高水温は 30.7°C～33.1°C であった。

4-3-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である広川ダム上付近は礫、石で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には広川ダムが設置されている。また、堰が 35 カ所あり、そのうち 2 カ所に魚道が設置されている。

4-3-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-3-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-3-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である大善寺橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
広川	全域	生物 B (河川)	イ	大善寺橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-4 大刀洗川

4-4-1 水域の概況

大刀洗川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 13.1km、流域面積 25.2km² の一級河川である。筑前町高上地区に水源を発し、寺川、小池川などの支流を合わせて久留米市北野町で筑後川へ合流する。流域内市町村は、久留米市、小郡市、筑前町及び大刀洗町である。

4-4-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
大刀洗川	全域	B	大刀洗川河口

4-4-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 大刀洗川河口

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は 0.004mg/L～0.010mg/L であった。

ノニルフェノールの過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は <0.00006mg/L～0.0006mg/L であった。

LAS については、平成 28 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0006mg/L～0.0011mg/L であった。

4-4-4 水温の状況

(1) 大刀洗川河口

過去 5 年間の年平均水温は 18.1°C～19.6°C であった。また、年間最高水温は 29.0°C～30.5°C であった。

4-4-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である大刀洗町山隈付近は泥、砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

堰が 10 カ所あり、魚道は設置されていない。

4-4-6 水生生物の生息状況

現地調査から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、上流域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-4-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-4-8 水域類型の指定について

冷水性魚介類の生息が確認されなかったことから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である大刀洗川河口とすることが適當である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適當である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
大刀洗川	全域	生物 B (河川)	イ	大刀洗川河口

※達成期間 イ：直ちに達成

4-5 巨瀬川

4-5-1 水域の概況

巨瀬川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 24.8km、流域面積 57.7km²の一級河川である。うきは市浮羽町と八女市星野村との境にある鷹取山に水源を発し、山曾谷川、樋ノ口川、東本川、堺川及び発心川などの支流を合わせて久留米市善導寺町で筑後川に合流する。上流部には藤波ダムがある。流域市町村は、久留米市、うきは市である。

4-5-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
巨瀬川	全域	A	中原橋

4-5-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点でも生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 中原橋

全亜鉛の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は 0.002mg/L～0.004mg/L であった。

ノニルフェノールの過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は <0.00006mg/L～0.0006mg/L であった。

LAS については、平成 28 年度から調査が行われており、過去 4 年間の水質測定結果の年平均値は 0.0007mg/L～0.0017mg/L であった。

(2) 日向橋

4-5-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、日向橋において水生生物保全環境基準項目の水質測定を実施した。水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については <0.001mg/L、ノニルフェノールについては <0.00006mg/L、LAS については <0.0006mg/L であった。

4-5-4 水温の状況

(1) 中原橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.3°C～18.1°C であった。また、年間最高水温は 26.8°C～28.4°C であった。

(2) 日向橋

4-5-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、日向橋において水温測定を実施した。

年平均水温は 15.6°C、また、最高水温は 20.8°C であった。

4-5-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点であるうきは市妹川付近は石、礫及び巨礫で、藤波ダム直下は泥、砂

及び石で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には藤波ダムが設置されている。また、堰が 26 カ所あり、魚道は設置されていない。

4-5-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、上流域で冷水性魚介類の生息が確認された。また、中流域から下流域の範囲で、温水性魚介類の生息が確認された。

4-5-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-5-8 水域類型の指定について

上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたが、冷水性魚介類は広範囲に生息しているという状況ではなかった。

当該水域の現時点における水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の基準値を下回っており、当該項目に係る人為的な汚濁負荷の流入は少ないと推測される。また、将来にわたっても当該汚濁負荷の流入の大幅な増加は見込まれず、水質が生物 A 類型の基準値を下回るものと推測されることから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である中原橋とすることが適当である。

水質については、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
巨瀬川	全域	生物 B (河川)	イ	中原橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-6 小石原川

4-6-1 水域の概況

小石原川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 27.3km、流域面積 66.0km² の一級河川である。添田町と東峰村小石原との境にある芝峠(標高 542m)に源を発し、山見川、野鳥川、二又川などの支流を合わせて大刀洗町西原で筑後川に合流する。上流には江川ダムがあり、現在、江川ダムの上流では小石原ダムを建設中である。流域内市町村は、朝倉市、大刀洗町及び東峰村である。

4-6-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
小石原川	全域	A	高成橋

4-6-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 高成橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.001mg/L～0.011mg/L、ノニルフェノールは<0.00006mg/L～0.00007mg/L、LAS は 0.0006mg/L～0.0010mg/L であった。

(2) 夫婦石橋

4-6-6 に示すとおり、上流域から中流域の範囲で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、中流域の夫婦石橋において水生生物保全環境基準項目の水質測定を実施した。水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については<0.001mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L であった。

4-6-4 水温の状況

(1) 高成橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.4°C～18.8°C であった。また、年間最高水温は 25.6°C～28.2°C であった。

(2) 夫婦石橋

4-6-6 に示すとおり、上流域から中流域の範囲で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、中流域の夫婦石橋において水温測定を実施した。年平均水温は 17.8°C、また、最高水温は 21.9°C であった。

4-6-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である大坪橋付近は砂、泥で、中流域である夫婦橋付近は礫、砂で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には江川ダムが設置されている。下流から、また、堰が 62 カ所あり、そのうち 8 カ所に魚道が設置されている。

4-6-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、上流域から中流域の範囲で冷水性魚介類の生息が確認された。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-6-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-6-8 水域類型の指定について

中流域から上流域で連続的に広範囲で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、上流域を生物 A 類型、下流域を生物 B 類型に指定することが適当である。

この場合、上流域に既存の環境基準点が存在していないことから、中流域の千手橋を新たな水域の区分点及び上流域の環境基準点とすることが適当である。なお、下流域の環境基準点は、最下流の既存の環境基準点である高成橋とすることが適当である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、上流域では生物 A 類型の環境基準値以下、下流域では生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間はともに「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
小石原川上流	千手橋から上流	生物 A (河川)	イ	千手橋
小石原川下流	千手橋から下流	生物 B (河川)	イ	高成橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-7 佐田川及び寺内ダム

4-7-1 水域の概況

佐田川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 25.5km、流域面積 53.1km²の一級河川である。朝倉市と東峰村小石原との境にある白石山(標高 747.6m)に源を発し、疣川、黒川などの支流を合わせて大刀洗町床島で筑後川に合流する。流域内市町村は、朝倉市、大刀洗町及び東峰村である。

寺内ダムは、佐田川の上流に位置し、洪水調節・流水の正常な機能の維持・水道用水・かんがい用水を目的として、昭和 53 年 6 月より管理開始した多目的ダムである。高さ 83.0m のロックフィルダムで集水面積は 51.0 km²、湛水面積は 0.9 km² であり、総貯水容量は 18,000 千m³、有効貯水容量 16,000 千m³ である。

4-7-2 類型指定の状況

(1) 佐田川

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
佐田川上流	屋形原橋から上流 (寺内ダム貯水池を除く)	A	屋形原橋
佐田川下流	屋形原橋から下流	A	佐田川橋

(2) 寺内ダム

COD に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
寺内ダム 貯水池	全域	湖沼 A	ダムサイト

また、全リンに係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
寺内ダム 貯水池	全域	湖沼 II	ダムサイト

4-7-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、いずれの調査地点においても生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 屋形原橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は <0.001mg/L ~ 0.005mg/L、ノニルフェノールは <0.00006mg/L ~ 0.00007mg/L、LAS は <0.0006mg/L ~ 0.0055mg/L であった。

(2) 佐田川橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.002mg/L ~ 0.006mg/L、ノニルフェノールは <0.00006mg/L ~ 0.00006mg/L、LAS は 0.0007mg/L ~ 0.0020mg/L

であった。

(3) 大庭元橋

4-7-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、大庭元橋において水生生物保全環境基準項目の水質測定を実施した。水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については<0.001mg/L、ノニフェノールについては<0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L であった。

(4) ダムサイト

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.001mg/L～0.005mg/L、ノニルフェノールは<0.00006mg/L、LAS は<0.0001mg/L～0.0002mg/L であった。

4-7-4 水温の状況

(1) 屋形原橋

過去 5 年間の年平均水温は 12.9°C～17.7°C であった。また、年間最高水温は 21.5°C～28.7°C であった。

(2) 佐田川橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.3°C～18.7°C であった。また、年間最高水温は 27.1°C～29.4°C であった。

(3) 大庭元橋

4-7-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、大庭元橋において水温測定を実施した。

年平均水温は 17.4°C、また、最高水温は 21.6°C であった。

(4) ダムサイト（表層）

過去 5 年間の年平均水温は 17.1°C～18.1°C であった。また、年間最高水温は 25.7°C～27.0°C であった。

4-7-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である朝倉市佐田付近は岩、巨礫で、中流域である大庭元橋付近は、礫、泥で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には寺内ダムが設置されている。また、堰が 15 カ所あり、そのうち 6 カ所に魚道が設置されている。

4-7-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、上流域で冷水性魚介類の生息が確認された。また、全域で温水性魚介類の生息が確認された。

4-7-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-7-8 水域類型の指定について

上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたが、冷水性魚介類は広範囲に生息しているという状況ではなかった。

当該水域の現時点における水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の基準値を下回っており、当該項目に係る人為的な汚濁負荷の流入は少ないと推測される。また、将来にわたっても当該汚濁負荷の流入の大幅な増加は見込まれず、水質が生物 A 類型の基準値を下回るものと推測されることから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は、佐田川については最下流の既存の環境基準点である佐田川橋、寺内ダムについてはダムサイトとすることが適当である。

水質については、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
佐田川	全域（寺内ダム貯水池を除く）	生物 B（河川）	イ	佐田川橋
寺内ダム 貯水池	全域	生物 B（湖沼）	イ	ダムサイト

※達成期間 イ：直ちに達成

4-8 桂川

4-8-1 水域の概況

桂川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 12.8km、流域面積 22.7km²の一級河川である。朝倉市荒田にその源を発し、妙見川、新立川及び荷原川などの支流を合わせて筑後川へ合流する。流域内市町村は朝倉市である。

4-8-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
桂川	全域	A	蟾城橋

4-8-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 蟾城橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.001mg/L～0.005mg/L、ノニルフェノールは<0.00006mg/L～0.00007mg/L、LAS は 0.0006mg/L～0.0016mg/L であった。

4-8-4 水温の状況

(1) 蟾城橋

過去 5 年間の年平均水温は 14.1℃～18.6℃であった。また、年間最高水温は 23.4℃～26.9℃であった。

4-8-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点である朝倉市須川付近は泥、礫で構成されている。

(2) 主な河川構造物

堰が 36 カ所あるが、魚道は設置されていない。

4-8-6 水生生物の生息状況

現地調査及び既存文献から情報収集を行った結果、冷水性魚介類の生息は確認されなかった。また、中流域から下流域の範囲で、温水性魚介類の生息が確認された。

4-8-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-8-8 水域類型の指定について

冷水性の魚介類の生息が確認されなかつことから、全域を生物 B 類型に指定するこ

とが適當である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である蟻城橋とすることが適當である。

また、水生生物保全環境基準項目の水質が、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適當である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
桂川	全域	生物 B (河川)	イ	蟻城橋

※達成期間 イ：直ちに達成

4-9 隅上川

4-9-1 水域の概況

隈上川は筑後川の一次支川であり、本川流路延長 14.1km、流域面積 45.0km²の一級河川である。大分県日田市前津江町柚木の奥耳納山地に源を発し、うきは市に入った後、小塩川を合わせて筑後川に合流する。上流には合所ダムがある。流域内市町村はうきは市である。

4-9-2 類型指定の状況

一般項目に係る類型指定状況及び環境基準点は下表のとおりである。

水域名	範囲	類型	環境基準点
隈上川	全域	A	柳野橋

4-9-3 水質の状況

水質の状況については以下のとおりであり、水生生物保全環境基準項目の水質は、生物 A 類型の環境基準値を下回っていた。

(1) 柳野橋

各項目の過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛は 0.001mg/L～0.002mg/L、ノニルフェノールは <0.00006mg/L～0.00006mg/L、LAS は <0.0006mg/L～0.0080mg/L であった。

(2) 泥下橋

4-9-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、泥下橋において水生生物保全環境基準項目の水質測定を実施した。水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については<0.001mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L であった。

4-9-4 水温の状況

(1) 柳野橋

過去 5 年間の年平均水温は 16.7°C～17.2°C であった。また、年間最高水温は 25.0°C～28.1°C であった。

(2) 泥下橋

4-9-6 に示すとおり、上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたことから、平成 31 年度（令和元年度）、泥下橋において水温測定を実施した。

年平均水温は 16.0°C、また、最高水温は 20.6°C であった。

4-9-5 水域の構造等の状況

(1) 河床構造

主に、河川起点であるうきは市田籠付近は石、礫で、中流域の合所ダム上は砂、石で、ダム下は巨礫、石で構成されている。

(2) 主な河川構造物

上流には合所ダムが設置されている。また、堰が 14 カ所あり、魚道は設置されてい

ない。

4-9-6 水生生物の生息状況

現地調査から情報収集を行った結果、上流域で冷水性魚介類の生息が確認された。また、中流域から下流域の範囲で、温水性魚介類の生息が確認された。

4-9-7 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

水資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。また、このほかに特別域の設定を必要とする水域が存在するとの情報は得られていない。

4-9-8 水域類型の指定について

上流域で冷水性魚介類の生息が確認されたが、冷水性魚介類は広範囲に生息しているという状況ではなかった。

当該水域の現時点における水生生物保全環境基準項目の水質は生物 A 類型の基準値を下回っており、当該項目に係る人為的な汚濁負荷の流入は少ないと推測される。また、将来にわたっても当該汚濁負荷の流入の大幅な増加は見込まれず、水質が生物 A 類型の基準値を下回るものと推測されることから、全域を生物 B 類型に指定することが適当である。

なお、環境基準点は既存の環境基準点である柳野橋とすることが適当である。

水質については、全域で生物 B 類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

水域名	範囲	類型	達成期間	環境基準点
隈上川	全域	生物 B (河川)	イ	柳野橋

※達成期間 イ：直ちに達成

5. 海域に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

(1) 類型指定のための必要な情報

水生生物保全環境基準の類型指定に関しては、「処理基準通知」において、次の項目に係る情報を把握して整理することとされており、文献や現地調査等により情報収集を行う。

- ① 水質の状況
- ② 水温の状況
- ③ 水域の構造等の状況
- ④ 魚介類の生息の状況
- ⑤ 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

(2) 対象水域

「処理基準通知」により、類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域とされていることから、本県が類型指定を行う水域は筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域とする。

その範囲はそれぞれ表 5-1 に示すとおりである。（以降、各水域は当該範囲内の水域を示す。）

表 5-1 県が類型指定を行うべき水域（海域）

名称	範 囲
筑前海水域	北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾水域に係る部分を除いたもの。ただし、福岡県内の海域に限る。
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域。
唐津湾水域	福岡県糸島市志摩芥屋仏崎と同市志摩姫島東端を結ぶ線、同島西端と佐賀県唐津市荒崎を結ぶ線、同市兜鼻と同市女瀬鼻を結ぶ線及び陸域により囲まれた海域のうち福岡県海域。

(3) 類型指定の考え方

ア 水域の区分

海域の類型は表 1-2 のとおり、水生生物の生息状況の適応性に応じて生物 A と生物特 A (特別域) に区分されていることから、イに基づき、特別域の設定を行ったうえで、これ以外の水域を生物 A とする。

イ 特別域の設定

特別域は、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 2 次答申）」（平成 20 年 6 月 中央環境審議会）で示された考え方へ従い次の水域に設定する。

- ① 水産資源保護法に基づく保護水面に指定されている水域
- ② ①と同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域
- ③ 地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが対象水域に生息する当該魚介類の産卵場等として適した条件にあり、今後ともその条件が保たれうる水域

またこのうち、③の条件は国が行った類型指定の方針に準じ、次のとおりとする。

- (a) 地形：藻場、干潟及び浅場（水深 30m 以浅）
- (b) 水質：近年 5 カ年間の夏季における下層溶存酸素量(DO)が概ね 3mg/L 以上。ただし、干潟等浅水域については、DO 濃度 3mg/L 以下であってもすぐに回復が期待できることを考慮する。
- (c) 底質：泥質ではない。ただし、底質が泥質であることに適応した生活様式を有する魚介類が生息し、多くの種にとって産卵場及び生活の重要な時期である仔稚期の生育場ともなっている水域を除く。

ウ 環境基準点の設定

環境基準点は、既存の一般項目の環境基準点を最大限活用することとする。

当該水域に既存の環境基準点又は補助点等の水質測定地点が存在しない場合は、処理基準通知において、効果的・効率的に類型指定を進める上で既存の水域区分を最大限活用するよう示されている趣旨を踏まえ、最も近傍の水質測定地点をできるだけ活用することとし、当該地点が環境基準点として適当でない場合には新たな環境基準点を設定する。

ただし、沿岸の水域を生物特 A、沖合の水域を生物 A とする場合は、陸域からの汚濁負荷が水質に影響を与えているため、沖合の水質は沿岸よりも良好であると考えられるので、沖合の水域には環境基準点を設定しない。

6. 海域における水生生物保全環境基準の類型指定について

筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域に関して、5. の方針に基づき情報収集・検討を行った結果、水生生物保全環境基準の類型指定については、表 6-1 のとおりとし、図 6-1 から図 6-3 に概略を図示する。

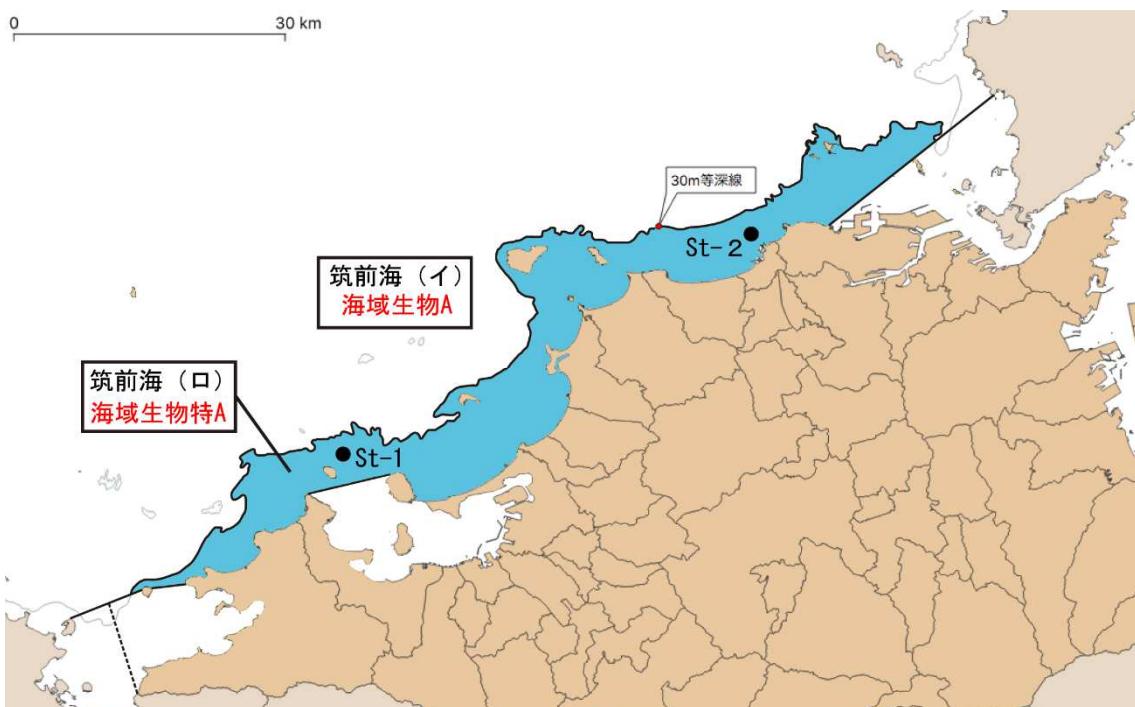
なお、具体的な検討結果については、7. に示す。

表 6-1 筑前海水域に係る水生生物保全環境基準の類型指定について（案）

名称	水 域 名	該当類型	達成期間	環境基準点
筑前海水域	筑前海(イ)(筑前海地先海域のうち、筑前海(口)に係る部分を除く)	海域生物 A	イ	—
	筑前海(口)(筑前海地先海域のうち、水深 30m 以下の海域)	海域生物特 A	イ	St-1、St-2
博多湾水域	博多湾(全域)	海域生物特 A	イ	E-2、C-4、W-3
唐津湾水域	唐津湾(全域)	海域生物特 A	イ	K-1、K-2

※達成期間 イ：直ちに達成

図 6-1 筑前海水域に係る類型指定図(案)の概略



※海上に県境が設定されていないため概略を示した。

図 6-2 博多湾水域に係る類型指定図(案)の概略

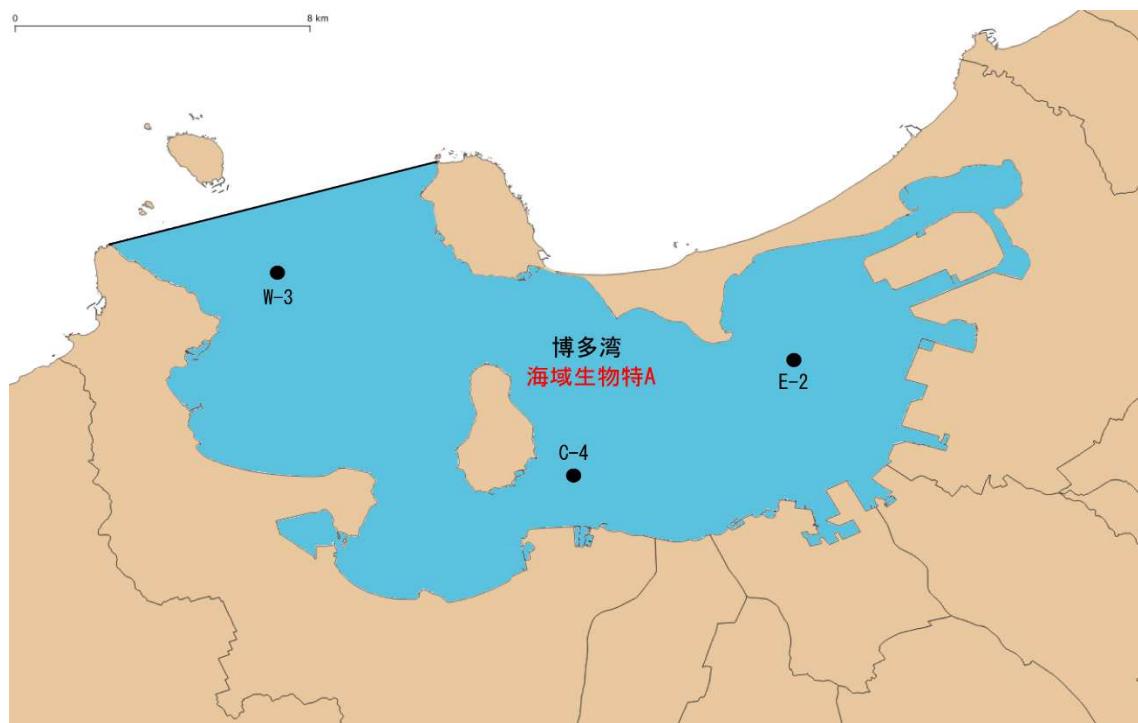
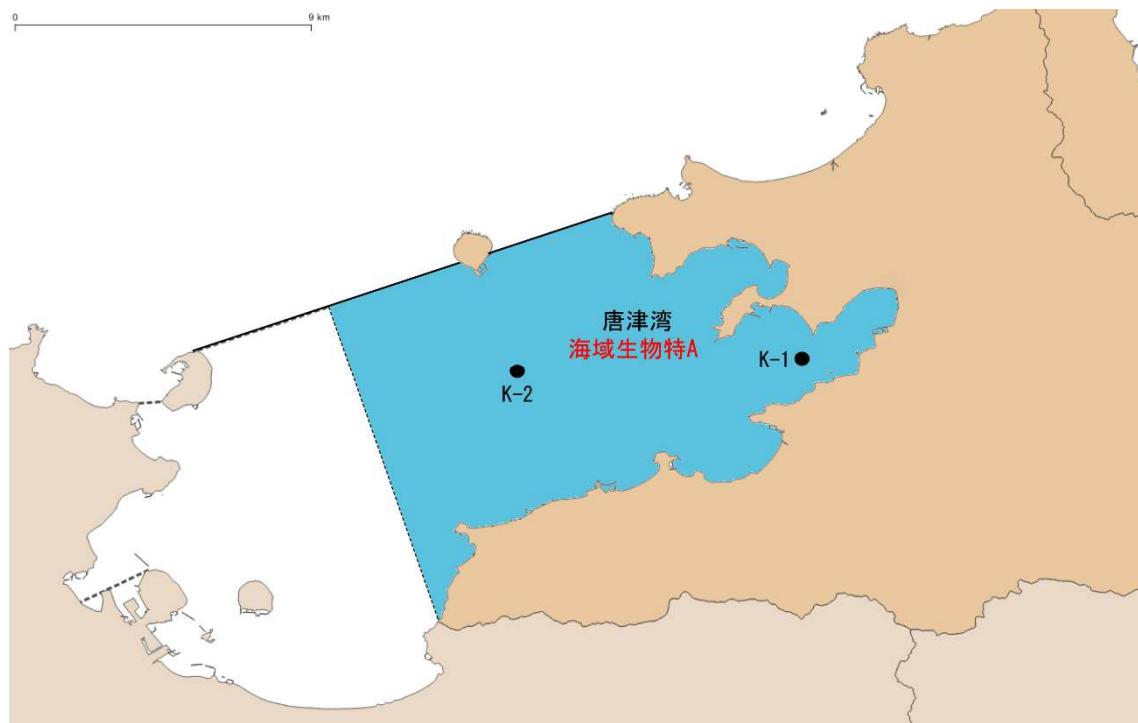


図 6-3 唐津湾水域に係る類型指定図(案)の概略



※海上に県境が設定されていないため概略を示した。

7. 海域の類型指定に係る検討

(1) 海域全般

ア 魚介類の生息の状況

福岡県農林水産白書等の魚種別漁獲量によれば、筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域には、主に表 7-1 に記載した魚介類が生息している。

このうち、生活史や産卵・産仔や幼稚仔の生育にあたって干潟、藻場等の特定の場に依存する種等を勘案すると、筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域における主要魚介類として、魚類ではマダイ、スズキ類、ヒラメ、カレイ類及びシロギスの 5 種が、また、水産動物ではガザミ類及びクルマエビの 2 種が、貝類ではサザエ、アワビ類及びアサリ類の 3 種が挙げられる。

表 7-1 筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域に生息する魚介類

分 類	種 別
魚類	ブリ類、マアジ、 <u>マダイ</u> 、サワラ類、サバ類、タイ類、イサキ、コノシロ、マイワシ、フグ類、 <u>スズキ類</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>カレイ類</u> 、アナゴ類、ムロアジ、カタクチイワシ、アマダイ類、タチウオ、ウルメイワシ、サメ類、 <u>シロギス</u>
水産動物	イカ類、タコ類、ウニ類、 <u>ガザミ類</u> 、エビ類、 <u>クルマエビ</u> 及びカニ類
貝類	サザエ、アワビ類、アサリ類

(2) 水域類型の指定状況

一般項目等に係る類型指定状況及び環境基準点は表 7-2 のとおりである。

表 7-2 一般項目等に係る類型指定の状況

名称	水域名	COD 等 類型	達成 期間	全窒素・全燐 類型	達成 期間	環境基準点
筑前海水域	筑前海	A	イ	一	一	St-1、St-2
博多湾水域	博多湾東部海域	B	口	III	二	E-2、E-6
	博多湾中部海域	A	口	III	イ	C-1、C-4、C-10
	博多湾西部海域	A	イ	II	イ	W-3、W-6、W-7
唐津湾水域	唐津湾（1）	A	イ	II	イ	K-1、K-2、K-3

※達成期間 イ：直ちに達成 口：5 年以内で可及的速やかに達成

二：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(3) 特別域について

ア 保護水面等の状況

筑前海水域には、水産資源保護法に基づき、宗像市地島沿岸及び宗像市大島沿岸にアワビ類を対象とした保護水面が設定されている。

博多湾水域及び唐津湾水域には、同法に基づく保護水面は設定されていない。

イ 地形等の状況

① 筑前海水域

なだらかな海底地形で、水深は沖ノ島周辺の最深部でも 120m程度と浅場の範囲が広く、水深 30mを超えるのは地島、大島、相島、玄界島及び姫島等以北の沖合域となる。

海底には天然礁が多く分布し、沿岸域の岩礁地帯には藻場が形成されている。

② 博多湾水域

当該水域内の最大水深は 23m、平均水深は東部海域で 6.6m、中部海域で 8.5m、西部海域で 13.1m であり、そのうち東部海域のほとんどの範囲が 5m 以下の浅海域となっている。

湾内は広い範囲で藻場が形成されており、湾口部や志賀島沿岸、大原海岸で砂又は細砂であるが、これらの水域以東では泥（中央粒径 0.075mm 未満）が広く分布している。

干潟は東部海域には和白干潟や多々良川河口干潟、中部海域には室見川河口干潟、西部海域には今津干潟が分布している。

③ 唐津湾水域

当該水域内の最大水深は 32m である。湾内は広い範囲で藻場が形成されており、湾奥の加布里湾内では極細砂（中央粒径が 0.0625mm～0.125mm）、その沖合では細砂（中央粒径が 0.125mm～0.25mm）であり、姫島に近づくにつれて粒径が大きくなり、同島付近で砂質である。その他の海岸部では、仏崎地先から鹿家にかけて転石や玉石が見られる。

干潟は加布里湾及び引津湾の湾奥に分布している。

ウ 水質の状況

水質の状況は次のとおりであり、水生生物保全環境基準項目は、いずれの調査地点においても海域生物特A類型の環境基準値を下回っていた。

また、下層 DO は、いずれの調査地点においても年間最小値で 3.0mg/L を上回っていた。

① 筑前海水域

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については<0.001mg/L～0.007mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L～0.0007mg/L であった。

また、下層 DO については、年平均値は 7.0mg/L～8.5mg/L、年間最低値は 6.0mg/L～7.0mg/L であった。

② 博多湾水域

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については<0.001mg/L～0.003mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L～0.0007mg/L であった。

また、下層 DO については、年平均値は 6.1mg/L～7.6mg/L、年間最低値は 1.7mg/L～6.4mg/L であった。なお、夏場に 3 mg/L を下回る地点が博多湾中部及び博多湾東部の一部であったが、水域全体では概ね 3 mg/L を上回っていた。

③ 唐津湾水域

過去 5 年間の水質測定結果の年平均値は、全亜鉛については 0.002mg/L～0.006mg/L、ノニルフェノールについては<0.00006mg/L～0.00006mg/L、LAS については<0.0006mg/L～0.0007mg/L であった。

また、下層 DO については、年平均値は 6.5mg/L～8.2mg/L、年間最低値は 4.3mg/L～6.4mg/L であった。

エ 主要魚介類の生態特性からみて好適と考えられる産卵場等

(1) アにより選定した 10 種について主要な干潟・藻場・浅場で産卵・生育に好適と考えられる水域は、各産卵・産仔期等の産卵場等における底質の状況や水深を考慮すると、以下のとおりである。

① マダイ

生育場として浅場の砂浜性藻場。

② スズキ類

生育場として沿岸浅場の砂浜性藻場や河口域。産卵場として内湾水と外海水との接点となる湾口部。

③ ヒラメ

生育場として浅場の砂泥域及び干潟。

④ カレイ類

生育場として浅場の砂泥域、干潟及び藻場。

⑤ シロギス

生育場として浅場の砂浜性藻場。産卵場は、水深 30m 以浅の沿岸砂浜域。

⑥ ガザミ類

生育場として浅場の砂泥域及び干潟。

⑦ クルマエビ

生育場として浅場の砂泥域及び干潟。

⑧ サザエ

生育場及び産卵場として岩礁性藻場。

⑨ アワビ類

生育場及び産卵場として干潮帯付近から水深 20m 程の岩礁性藻場。

⑩ アサリ類

生育場及び産卵場として浅場の砂泥域及び干潟。

才 漁場、魚卵・稚仔魚の分布等からみた干潟・藻場の利用状況

「福岡北（筑前海）海域環境マップ（詳細図）」（平成4年3月福岡県）の「主要資源の生態」に示された産卵場・生育場に関する資料等によると、ほとんどの種が筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域の全域における浅場、藻場、砂泥域及び干潟を産卵及び生育場として利用していると考えられる。

(4) 水域類型の指定について

筑前海水域、博多湾水域及び唐津湾水域では、全域が水生生物の生育する水域に相当すると考えられる。

このうち、沿岸から沖合にかけて広がる水深30m以浅の浅場は、広範に藻場が形成され、主要な産卵場（繁殖場）又は生育場として特に保全が必要であることから、海域生物特A類型として指定することが適当である。

また、その他の水域は海域生物A類型とすることが適当である。

この場合において、当該各水域の水生生物保全環境基準項目の水質は、全域で、生物特A及び生物A類型の環境基準値以下で推移していることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当である。

参考 関係法令

○水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・平24環告84・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126・平28環告37・平31環告46

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付で行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事

項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適當と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに隨時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表 <省略>

付表 <省略>

○環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。
- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長
- ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事
- 3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に關係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。

○環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年1月19日政令第371号）

最終改正：平成23年1月28日政令第364号

内閣は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境基本法第16条第2項第1号の政令で定める水域）

第1条 環境基本法第16条第2項第1号の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表（第1条関係）

一 河川

（中略）

テ 山国川水系の山国川

ア 筑後川水系の筑後川

サ 筑後川水系の宝満川

二 海域

（中略）

リ 宇都市黒崎から大分県長崎まで引いた線、下関市網代鼻から北九州市八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

ヌ 諫早湾潮受堤防、長崎県瀬詰崎から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域

○水質汚濁防止法（昭和45年1月25日法律第138号）

最終改正：平成28年5月20日法律第47号

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第43条第2項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

環境水質用語解説

公共用水域

水質汚濁防止法では、終末処理場を設置する公共下水道および流域下水道以外の公共の用に供される水路、水域をいう。すなわち、河川、海域、湖沼等を指す。

環境基準点

公共用水域において、類型指定した水域毎に汚濁負荷が集約され、水質汚濁の状態を把握できる、その水域の水質を代表しうる地点をいう。環境基準の類型があてはめられた水域毎に1地点以上あり、水質測定を実施している。この地点での測定値をもとに環境基準の達成評価が行われる。

また、環境基準点以外についても、工場周辺や支流の合流地点など地域の実情に応じて水質の把握が必要とされる地点(補助点)において測定が実施されている。

環境基準

河川、海域、湖沼等の公共用水域における、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基本法に基づき国が定めたもの。

類型指定

河川、海域、湖沼の現況水質や利水状況又は水生生物の生息状況の適応性などを勘案して、水域ごとに維持することが望ましい環境基準の目標レベルが類型化されており、その類型を当てはめること。類型指定は、環境大臣（政令によって定められた水域に限る）と都道府県知事が行う。

生活環境項目

生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目で、河川、海域、湖沼の類型ごとに次のとおり基準値が設定されている

- ①水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的の適応性に応じて pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素及び全リンの基準値が設定されている。
- ②水生生物の生息状況の適応性に応じて、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の基準値が設定されている。
- ③水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じて、底層DOの基準値が設定されている。

健康項目

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目で、カドミウム、全シアン、鉛、総水銀、PCB、トリクロロエチレン等公共用水域について27項目、地下水について28項目が設定されている。

要監視項目

公共用水域等における検出状況等からみて現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものと判断されるものとして、クロロホルム等公共用水域について 32 項目、地下水について 25 項目が示されている。

全亜鉛

自動車や建材構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など多くの用途に使用される。

ノニルフェノール

洗剤の原料となる物質で、工業用洗浄剤などの用途で、主に事業者から公共用水域に排出される。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

合成洗剤の主成分である界面活性剤で、用途の約 8 割は家庭の洗濯用洗剤としての使用である。

クロロホルム

化学工業の広い範囲で溶媒として使用されている。

フェノール

主に有機合成化学工業の原料として使用されている。

ホルムアルデヒド

接着剤、塗料及び防腐剤などの成分であり、建材に広く用いられている。

4-t-オクチルフェノール

界面活性剤や親油性フェノール樹脂の合成原料として使用されている。

アニリン

染料、ゴム薬品（硫化促進剤）、医薬品、有機合成剤、殺菌剤、ペイント等の多様な用途で使用されている。

2, 4-ジクロロフェノール

殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の原料であり、有機物を含む水の塩素処理や廃棄物等の燃焼により発生するほか、製紙工場の漂白工程排水や農薬等に含まれる。

生活環境の保全に関する環境基準の類型

1 河川の生活環境の保全に関する環境基準の類型 (AA、A、B、C、D、E)

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

2 湖沼の生活環境の保全に関する環境基準の類型 (AA、A、B、C)

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

3 海域の生活環境の保全に関する環境基準の類型（A、B、C、I、II、III、IV）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値			
		水素イオン 濃度 (p H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分 等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下 検出され ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	— 検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	— —

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 硝 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度